

令和3年度
第793回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 793 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 9 月 1 0 日(金)午後 3 時～午後 5 時
2. 開催場所 三島市役所本館 2 階 第 2 会議室
3. 出席委員 農業委員 : 13 名
会長 1 番 廣瀬 和正
農業委員
2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子 4 番 山田 貴臣
5 番 梶 公彦 6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己 10 番 山田 隆志
11 番 山本 一喜 12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲
14 番 市川 保
4. 欠席委員
4 番 山田 貴臣
5. 議事日程 第 1 号議案 農地法第 1 8 条による解約通知について
第 2 号議案 農地法第 3 条許可について
第 3 号議案 農地法第 条許可について
第 4 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認について
第 5 号議案 農地法第 4 条届出について
第 6 号議案 農地法第 5 条届出について
第 7 号議案 農地の利用目的変更届出について
第 8 号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の
報告について
第 9 号議案 その他
6. 農業委員会事務局職員
三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしく申し上げます。

【会長】これより、第 7 9 3 回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、14名中13名、欠席委員は、1名です。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中13名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、5番 梶 公彦 委員、6番 佐藤 操 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第18条による解約通知について、事務局より報告願います。

(第1号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可について、高橋 博幸 委員、説明願います。

(第2号議案、高橋委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、台崎などで耕作を営む認定農業者になりまして、親戚である譲渡人から売買にて、所有権移転したいため、3条許可申請がありました。譲受人は、45年程度の農業の経験があり、トラクター2台、トラック等の車両6台、ユンボ1台、その他多数農機具を所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できるかと判断しました。世帯での働き手は、本人が300日、妻及び子が250日、父及び母が100日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後21,725㎡となり、下限面積3,000㎡を超えるため、要件を満たしております。隣地は譲受人の畑であり、周辺に影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われれます。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとのこと。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可について、ですが、第4号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認について、は併せて申請を受けましたので、瀬川委員より併せて説明願います。

(第3、4号議案、瀬川委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可、議案第4号、農地転用許可後の事業計画変更承認について、併せて事務局より説明します。本申請人は、令和〇年〇月〇日付けで農地法第5条許可を受けた飲食業、運送業を営む法人になります。当初受けた許可の計画では、建物の雑排水及び雨水は南側水路のみに放流する計画となっておりました。しかし、地元住民の要望により、過去に南側水路が豪雨により、満水となり道路が冠水してしまったことがあります。そのため、北側水路と分けて放流するよう要望があったことにより、5条許可申請及び変更承認申請がありました。一度、許可を受けた土地の区域を拡大する場合、当初受けた許可の変更承認申請と、新たに区域を拡大する農地に5条許可申請が必要となります。5条許可申請の細筆(ほそふで)は、排水管を埋設し、その排水管の管理通路として利用されます。変更承認申請の目的は、排水経路の変更となります。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条第2項により、「街区の宅地の割合が40%を超える」ことから、第3種農地になります。資力信用についてですが、当初許可の資金計画にて賄えるとのことであり、資金計画に変更はなく、工事費、事務費を申請者の残高証明を確認し、自己資金のみで資金を調達できることを確認しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、令和3年6月1日から令和3年10月31日までの工事期間により、遅滞なく、転用する見込みがあります。新たに5条許可申請がされる排水箇所については、9月頃工事を予定しております。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第29条の開発許可の変更が必要となります。すでに都市計画課と協議済みであり、特段問題となる点はないことを確認しております。また、申請地に隣接する農地はないため、周辺農地への営農状況に支障をきたすおそれはないと思われれます。付近に被害を及ぼした場合、自費により防除措置等を行うことを確認しました。残地農地については、すでに耕作土が盛られ、入口箇所の工事も完了していることを確認しました。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第5号議案、農地法第4条届出について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第6号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(第6号議案、事務局説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第7号議案、農地の利用目的変更届出について、事務局より説明願います。

(第7号議案、事務局説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第8号議案、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(第8号議案、事務局説明)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第9号議案、その他議案について、事務局より報告させます。

(第9号議案、事務局説明)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第793回 三島市農業委員会総会 を閉会といたします。